

仙台塩釜港長公示 第2号

港則法第39条第1項の規定により次のとおり船舶の航泊を禁止したことから、同条第2項の規定により公示する。

令和7年7月10日

仙 台 塩 釜 港 長



第78回塩竈みなと祭前夜祭花火大会に伴う航泊の禁止について

第78回塩竈みなと祭に伴う海上行事（花火大会）のため、下記のとおり船舶の航泊を禁止する。

ただし、当該行事に従事する船舶、警戒業務に従事する船舶、緊急業務に従事する船舶、花火打ち上げに伴う保安距離外の岸壁に係留している船舶及び港長の許可を受けた船舶を除く。

記

- 1 期間 令和7年7月20日（日）午後7時30分から午後9時まで
ただし、花火大会が終了し、付近海域の安全が確認された時刻をもって解除する。
（20日（日）中止の場合、7月26日（土）同時刻とする。）
- 2 区域 （付図に示すとおり）
イ点からロ点を結ぶ線、ハ点からニ点を結ぶ線、及び陸岸に囲まれた海域。
イ点 塩竈市魚市場南東端
ロ点 巡視船ぞおう専用栈橋突端
ハ点 西ふ頭栈橋東端
ニ点 東北ドック鉄工（株）西栈橋基部
- 3 その他
 - （1） イ点とロ点を結ぶ線上に簡易灯浮標（赤灯、毎4秒に1せん光）3基、ハ点とニ点を結ぶ線上に簡易灯浮標（赤灯、毎4秒に1せん光）2基が設置される。
 - （2） 航泊禁止期間中、警戒船が配備される。

仙台塩釜港 塩釜区

付図

